第1回策定委員会	
資料2	R3.9.29

調布市一般廃棄物処理基本計画について

1. 「一般廃棄物処理基本計画」の法的な位置付け

○一般廃棄物処理基本計画とは，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下，「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき，市町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定めるものです。

○廃棄物処理法第6条には，「市町村は，当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とあります。環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」により，長期的な基本計画と毎年度の実施計画の両方を定めることとなっています。

図 1　一般廃棄物処理計画の構成

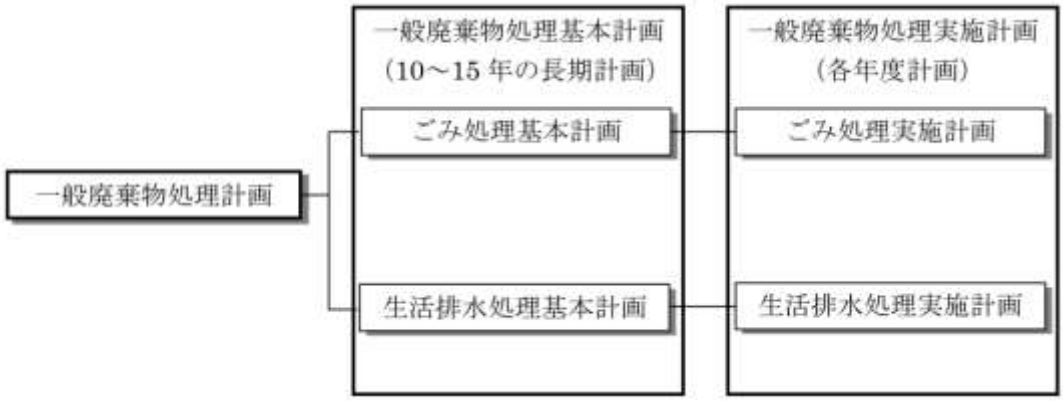

資料：ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月　環境省）

2. 調布市の基本計画に係る沿革

○現行の「一般廃棄物処理基本計画」（以下，「現行計画」という。）の前計画は，1997（平成9）年度から2012（平成24）年度までの16年間を計画期間とする「調布市ごみ管理基本計画」で，関係法令の整備や社会情勢の変化に対応するため，計画期間を3期に分け，各期の最終年度に改定を行いました。調布市のごみ処理は，2007（平成19）年3月に旧二枚橋衛生組合の焼却炉を停止して以降，他自治体に処理を依頼してきたこともあり，第3期計画では，「緊急ごみダイエット」を掲げ，ごみ減量・リサイクルの実践行動を市民・事業者と取り組みました。

○現行計画は，2013（平成25）年度から2022（令和4）年度までの10年間を計画期間としています。2013（平成25）年4月から新しいごみ焼却施設「クリーンプラ ザふじみ」が本稼働となり，二枚橋衛生組合の焼却炉の停止から，新しい焼却施設稼働までの６年間の，多摩地域におけるごみ処理相互支援協力による広域支援処理から，自前処理に代わりました。また，中間目標年次である2018（平成

30）年度に，計画実施状況の検証・評価や社会状況等の変化などを踏まえ，2019（平成 31）年度以降の施策等について時点修正を加える改訂を行い，社会情勢を捉えた３Ｒの推進によるごみ減量・資源化を図る施策展開により，循環型社会の実現に取組んでいます。

3. 次期基本計画の策定に向けて

○調布市は，1989（平成元）年度に「古紙・ダンボール類」及び「空きビン」，翌 1990（平成 2）年度に「空きカン」の分別収集を開始するなど，早くから資源リサイクルに取り組んできました。2004（平成 16）年 4 月からの指定収集袋による家庭ごみ一部有料化及び戸別収集の開始に併せ，プラスチック類の分別収集を導入，2019（平成 31）年 4 月には枝・草・葉及びシュレッダーごみの無料収集を開始するなど，ごみの排出抑制・資源化施策に継続的に取組んできました。その成果として，市民・事業者の皆様のご理解・ご協力により，1 人あたりのごみの少なさや資源化率の高さは高水準を継続しています。令和元年度実績では，人口が同等規模の自治体 238 市の中で，1 人 1 日当たりのごみ排出量は全国第 8 位，リサイクル率は全国第 12 位で，いずれも多摩地域内でも上位となっています。

一方で，新型コロナウイルスの感染拡大に伴い，ステイホーム等新しい生活様式が定着したことにより，令和元年度から一転してごみ量は増加傾向が続いています。2020（令和２）年度の総ごみ量は 62,859 トンを超え，2019（令和元）年度と比較すると 1,466 トン増加しました。

世界に目を向けると，昨年度開始された 2030 年の SDGs 達成に向けた「行動の１０年」においても，このコロナ禍を乗り越えながら目標達成に向けた取組を加速させていくことが呼びかけられており，調布市もゼロカーボンシティを市議会とともに宣言し，持続可能な循環型社会の構築に向け積極的に取組むとしており，廃棄物行政についても例外ではありません。

こうした中，プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案の成立に伴い，多様な物品に使用されているプラスチックに関し，包括的な資源循環体制の確立・強化や，国内で年間６００万ｔ以上がごみとなっている食品ロスへの対策をはじめ，ごみの発生抑制を最優先とした資源循環型社会への転換に向けた取組を行うことが必要です。

○現行計画は 2022（令和 4）年度に最終年度を迎えます。従って，今回策定する一般廃棄物処理基本計画は，2023（令和 5）年度からの長期計画となります。
なお，現行計画策定後の主なできごとを図 2 に示します。

図２　現行計画の計画期間と主なできごと

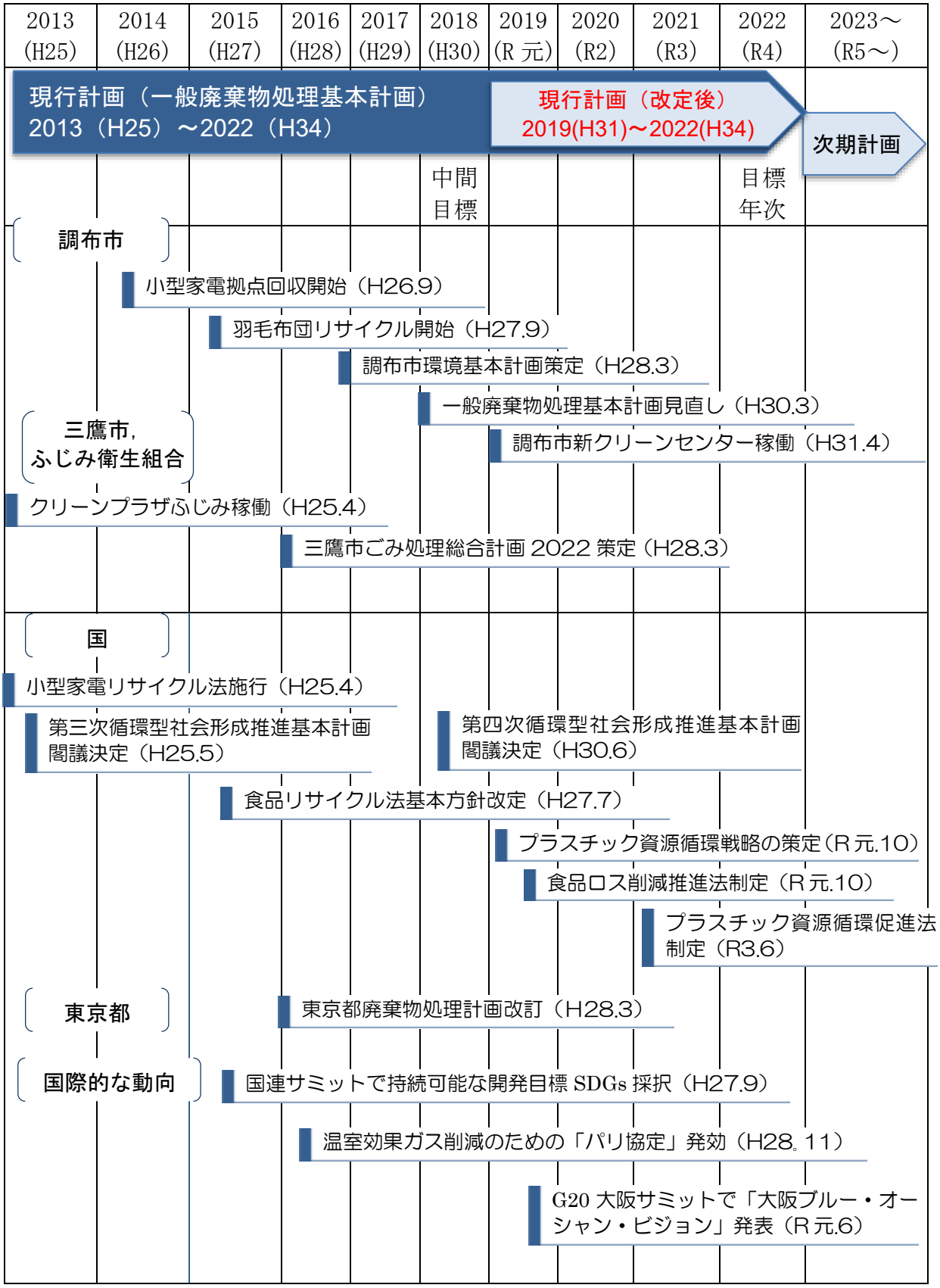

4.　廃棄物行政を取り巻く近年の国際的な動向等について

近年，地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災，集中豪雨といった自然災害が世界各地で発生し，気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。また，大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが引き起こしたプラスチックごみによる海洋汚染の問題や食品ロス問題をはじめとする新たな環境問題は，社会経済活動と密接な関係にあります。これらのとおり，廃棄物行政を取り巻く状況は大きく変化しており，私たちは脱炭素社会の早期実現を含む多様な環境課題の解決に取り組む必要があります。このため，社会･経済･環境の三つのバランスが取れた社会をめざすための「国際社会の共通の目標である SDGs（持続可能な開発目標）」をはじめとし，持続可能な社会の実現に向け廃棄物及び資源循環施策を展開する必要があります。

(1) 国際的な動向

・持続可能な開発目標（SDGs）の採択

2015（平成 27）年 9 月，持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

SDGs は，2030（令和 12）年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっています。

廃棄物･資源循環分野においても，主に目標 12「つくる責任つかう責任」で生産と消費を持続可能な方法で行っていくこと、目標 14「海の豊かさを守ろう」でプラスチックごみなどによる海の汚染を減らすこと等が目標として掲げられており、令和２（2020）年から「行動の 10 年（Decade of Action）」がスタートしています。

図 3　持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

ロゴ：国連広報センター作成

(2)国の動向

○第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）では，国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし，プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げました。また，自治体レベルから全国レベルに渡る重層的な災害廃棄物対策（災害廃棄物処理計画の策定など）の推進などを掲げました。

①食品ロス削減推進法の制定・施行

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称：食品ロス削減推進法) は，2019（令和元）年 10 月 1 日に施行されました。

食品ロス削減推進法では，国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに，地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施，事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

②プラスチック資源循環促進法の制定

国が 2019（令和元）年 6 月の G20 大阪サミットに先立ち策定した「プラスチック資源循環戦略」を具体化するための法制度の 1 つとして制定されたのがプラスチック資源循環促進法です。同法では，

○ プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針の策定と国による認定

○ 小売・サービス事業者における使い捨てプラスチックの使用の合理化
（使い捨てスプーンやストローの有料化など）

といった製造・流通・販売に関わる新たな仕組みが盛り込まれています。また，市町村のプラスチック類の分別収集を促進するため，容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収し，容器包装リサイクル法のしくみで資源化する制度などが盛り込まれました。

(3)東京都の動向

①東京都資源循環・廃棄物処理計画の策定

東京都は，2016（平成 28）年 3 月に廃棄物処理計画を改訂し，「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」を公表しました。

2030（令和 12）年度を目標とする 2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの５年間の計画で，食品ロスなどの資源ロスの削減，事業系廃棄物のリサイクルルールづくりなどを主な施策として掲げています。

②「ゼロエミッション東京戦略」の策定

東京都は，平均気温の上昇を 1.5℃に抑え，2050（令和 32）年に CO_2 排出実質ゼロに貢献するための「ゼロエミッション東京戦略」を，2019（令和元）年 12 月に公

表しました。

戦略では，分野ごとに 2050（令和 32）年に目指すべき姿（ゴール）を示し，2030（令和 12）年に到達すべき目標を設定しています。

リサイクルに関しては，

・一般廃棄物のリサイクル率：37％

・廃プラスチックの焼却量　：40％削減

・食品ロス発生量（平成 12 年度比）：半減

といった目標が掲げられています。

(4)調布市の動向

①CHOFU プラスチック・スマートアクションの実施

プラスチックごみの減量や海洋流出防止に繋がる調布市独自の取組を実践するため，2020（令和 2）年 4 月に「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」を立ち上げました。

アクション 1「職員による率先行動の促進（市庁舎での取組)」，アクション 2「市民・事業者との協働による取組」，アクション 3「東京 2020 大会を契機とした取組とその他の取組」，という 3 点の取組を推進していくこととしています。

②調布市ゼロカーボンシティ宣言

2021（令和 3）年 4 月に，調布市は調布市議会と共同で，脱炭素社会の実現に向けて，2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。国・東京都と連携し，市民や事業者と協働して市域全体で地球温暖化対策の取組を推進することにより，2050 年ゼロカーボンシティに向けた取組を進めています。